



2024年3月7日
日本地震再保険株式会社

すべての当社役職員が「防災士」資格を取得

日本地震再保険株式会社（取締役社長 伊東正仁）は、すべての当社役職員が、認定特定非営利活動法人日本防災士機構の資格を取得し「防災士」となりました。

防災士とは、“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを同機構が認証した者をいいます。2024年2月末日時点で累計280,985名が登録されています。

（日本防災士機構のホームページはこちら → <https://bousaisi.jp/>）

当社は、政府と民間の損害保険会社が共同で運営する「地震保険制度」において官民の間の再保険取引を行うわが国唯一の会社として、事業活動を通じて「地震災害に対する社会のレジリエンスの向上」に貢献することを目指しています。

具体的には、地震保険の理解促進や防災・減災意識の向上のため、各地での講演や防災イベントへの出展等を行っています。



（地域防災イベントへの出展の様子）

政府が支える 地震保険

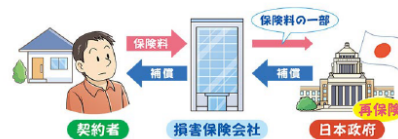
地震等による被災者の生活の安定に役立てることを目的として創設された「地震保険」。

大地震が発生した際の被害は甚大であり、民間の損害保険会社だけでそのリスクを引き受けることは困難です。

そこで、民間の損害保険会社の負担力を超えるリスクを、再保険によって政府が負担して引き受けます。

「官民共同の保険」としてつくられたのが、地震保険制度です。

※地震保険は、どの損害保険会社で加入したとしても同じ補償内容・保険料です。保険料は、損害保険会社の利潤を含んでおらず、できる限り低いものでなければなりません。



（図：「政府広報オンライン」引用 https://www.government.go.jp/useful/article/20170121_0001）

（財務省作成チラシ）

財務省大臣官房信用機構課
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話番号：03-3501-4111（代表）

今後とも、当社は、防災士資格の取得を通じて得た知識などを活かし、地震保険の普及や防災・減災への取り組みを推進してまいります。

<お問合せ先>

日本地震再保険株式会社

管理・企画部 小布施 正紀（電話）03-3664-6078（Eメール）m-obuse@nihonjishin.co.jp

当社では、地震保険の付帯率向上や防災・減災を推進する活動を通じて、国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）の達成に向けた取り組みを進めています。

